

(愛媛県報平成15年12月26日第1521号外1別冊)

# 内水面における共同漁業等の免許の内容たるべき事項等



1 免許番号 内共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	にじます漁業	2月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 銅山川

(3) 漁場の区域

伊予三島市金砂町柳瀬ダムえん堤上流端から上流の本流及び支流

3 関係地区 伊予三島市金砂町及び同市富郷町並びに新居浜市別子山地区

1 免許番号 内共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 銅山川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線からCとDを結んだ直線に達する区域の銅山川本流、馬立川本流及び支流並びに天日川本流

基点

A 銅山川右岸の愛媛県と徳島県との境界

B 銅山川左岸の愛媛県と徳島県との境界

C 銅山川右岸の伊予三島市と宇摩郡新宮村との境界

D 銅山川左岸の伊予三島市と宇摩郡新宮村との境界

3 関係地区 宇摩郡新宮村

1 免許番号 内共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あまご漁業	2月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 関川

(3) 漁場の区域

関川の熊谷橋（国道11号架橋）上流端の線から上流の本流及び支流、西谷川の木ノ川橋  
上流端の線から上流の本流及び支流及び浦山川の浦山橋上流端の線から本流及び支流

3 関係地区 宇摩郡土居町

1 免許番号 内共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 渦井川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の西条市横黒元橋上流端及び西条市永易玉津橋上流端に達する区域

基点 A 西条市船屋渦井川右岸碓神社護岸開口中央部玉津標識1号

B 西条市市塚渦井川左岸水門北端玉津標識2号

3 関係地区 西条市玉津地区

1 免許番号 内共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	おごのり漁業	〃
〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おおのかい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで

(2) 漁場の位置 加茂川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の西条市古川橋上流端に達する区域。ただし、西条市古川橋上流端から下流100メートルまでの区域を除く。

基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号

B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号

3 関係地区 西条市禎瑞地区及び同市神拝

1 免許番号 内共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月15日まで

(2) 漁場の位置 加茂川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号

B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号

3 関係地区 西条市及び周桑郡小松町石鎚地区

### 1 免許番号 内共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	おごのり漁業	〃
〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おおのかい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで

(2) 漁場の位置 中山川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の西条市禎瑞境橋上流端及び同市新兵衛、新兵衛橋下流端に達する区域

基点 A 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号

B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

3 関係地区 西条市禎瑞地区

### 1 免許番号 内共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	おごのり漁業	〃
〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おおのかい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで

(2) 漁場の位置 猪狩川

(3) 漁場の区域

西条市禎瑞境橋上流端から西条市西泉甲猪狩川橋下流端に達する区域。ただし、西条市西泉甲猪狩川橋下流端から下流 200 メートルまでの区域を除く。

3 関係地区 西条市禎瑞地区

**1 免許番号 内共第9号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	にじます漁業	〃
〃	もくずがに漁業	9月1日から翌3月31日まで

(2) 漁場の位置 中山川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 西条市禎端八幡中山川右岸標識3号

B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

3 関係地区 東予市周布、吉田、広江、玉之江、今在家及び石田並びに周桑郡丹原町、小松町石鎚字湯浪並びに西条市氷見及び禎瑞並びに温泉郡川内町大字滑川、河之内字落合及び土谷

**1 免許番号 内共第10号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃

(2) 漁場の位置 大曲川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 東予市三津屋旭新田大曲川右岸標識1号

B 東予市大新田大曲川左岸標識2号

3 関係地区 東予市（旧壬生川町）

**1 免許番号 内共第11号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 蒼社川

(3) 漁場の区域

今治市東門橋の上流端の線から上流の本流及び支流

3 関係地区 今治市及び越智郡玉川町

### 1 免許番号 内共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおさ漁業	〃

(2) 漁場の位置 重信川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流1,000メートルに達する区域

基点 A 松山市西垣生町重信川右岸標識1号

B 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

3 関係地区 松山市西垣生町及び伊予郡松前町

### 1 免許番号 内共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	もくずがに漁業	8月1日から翌5月31日まで

(2) 漁場の位置 重信川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流。ただし、石手川の岩堰橋上流端から上流の本流及び支流を除く。

基点 A 松山市西垣生町重信川右岸標識1号

B 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

3 関係地区 松山市（湯山及び溝辺町を除く）並びに伊予郡松前町及び砥部町並びに温泉郡重信町及び川内町

1 免許番号 内共第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 石手川

(3) 漁場の区域

岩堰橋上流端から上流の本流及び支流

3 関係地区 松山市湯山及び溝辺町

1 免許番号 内共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	いだ漁業	5月11日から翌3月9日まで

(2) 漁場の位置 仁淀川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 仁淀川右岸の愛媛県と高知県の境界

B 仁淀川左岸の愛媛県と高知県の境界

3 関係地区 上浮穴郡久万町、小田町、美川村、柳谷村及び面河村

1 免許番号 内共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 肱川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流のCとDを結んだ直線間の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字長浜甲 576 番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）

- B 喜多郡長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）
- C 喜多郡長浜町大字仁久肱川右岸標識1号
- D 喜多郡長浜町大字小浦肱川左岸標識2号

3 関係地区 喜多郡長浜町大字長浜地区及び同町大字沖浦地区

**1 免許番号 内共第17号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	10月1日から翌5月31日まで

(2) 漁場の位置 肱川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流のCとDを結んだ直線間の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字長浜甲 576 番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）

B 喜多郡長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）

C 喜多郡長浜町大字白滝肱川治水碑（肱川右岸）から上流へ73メートルの標識（階段幅員の上流端）

D 喜多郡長浜町大字柴柿早橋親柱碑（肱川左岸）から上流へ3.4メートルの標識（階段幅員の上流端）

3 関係地区 喜多郡長浜町大字長浜、沖浦、小浦、上老松、下須戒及び白滝地区

**1 免許番号 内共第18号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	〃
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	もくずがに漁業	8月1日から翌5月31日まで

(2) 漁場の位置 肱川

(3) 漁場の区域

AとBとを結んだ直線から上流の喜多郡肱川町鹿野川ダム堰堤下流端に達する区域の本流及び支流

基点 A 喜多郡長浜町大字長浜甲 576 番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）

B 喜多郡長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）

3 関係地区 大洲市、上浮穴郡小田町、伊予郡中山町及び広田村並びに喜多郡肱川町、内子町、五十崎町、長浜町及び河辺村

1 免許番号 内共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	〃
〃	ふな漁業	〃

(2) 漁場の位置 肱川

(3) 漁場の区域

喜多郡肱川町鹿野川ダム堰堤の上流端の線から上流の本流及び支流

3 関係地区 東宇和郡宇和町、野村町、城川町並びに喜多郡肱川町

1 免許番号 内共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 来村川

(3) 漁場の区域

宇和島市保手板島橋上流端の線から上流の本流及び支流。ただし、明倫橋の下流端の線から上流の神田川を除く。

3 関係地区 宇和島市

1 免許番号 内共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から12月31日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまご漁業	2月1日から9月30日まで
〃	もくずがに漁業	8月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 広見川

(3) 漁場の区域

AとBを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 広見川右岸の愛媛県と高知県との境界

B 広見川左岸の愛媛県と高知県との境界

3 関係地区 北宇和郡松野町、広見町、三間町及び日吉村

**1 免許番号 内共第22号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種共同漁業	あおさ漁業	10月1日から翌5月31日まで
〃	あおのり漁業	〃

(2) 漁場の位置 岩松川

(3) 漁場の区域

AとBを結んだ直線の上流の北宇和郡津島町新橋上流端から上流50メートルに達する区域及び同町巽橋上流端から上流200メートルに達する区域

基点 A 北宇和郡津島町巽橋西詰北角（岩松川左岸）

B Aから0度岩松川右岸堤防標識1号

3 関係地区 津島町

**1 免許番号 内共第23号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第5種共同漁業	あゆ漁業	6月1日から11月30日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	8月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 岩松川

(3) 漁場の区域

AとBを結んだ直線から上流の本流及び支流

基点 A 北宇和郡津島町巽橋西詰北角（岩松川左岸）

B Aから0度岩松川右岸標識1号

3 関係地区 津島町

## 第1種区画漁業

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
内区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌5月31日まで	渦井川	AとBとを結んだ直線から上流のCとDを結んだ直線までの区域。ただし、河川工作物から3メートルの区域を除く。 基点 A 西条市船屋渦井川右岸碇神社護岸開口中央部玉津標識1号 B 西条市市塚渦井川左岸水門北端玉津標識2号 C 西条市玉津渦井川右岸標識3号 D 西条市市塚渦井川左岸標識4号	西条市玉津地区	別記のとおり
内区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌5月31日まで	加茂川	AとBとを結んだ直線から上流の西条市古川橋上流端に達する区域。ただし、西条市古川橋上流端から下流100メートルまでの区域、河川工作物から10メートルの区域及び船舶航路(幅20メートル)の区域を除く。 基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号 B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号	西条市禎瑞地区及び同市神拝地区	別記のとおり
内区第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌5月31日まで	加茂川	AとBを結んだ直線から上流の西条市禎瑞境橋下流端及び同市新兵衛、新兵衛橋下流端に達する区域。ただし、河川工作物から10メートルの区域を除く。 基点 A 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号 B 西条市氷見甲中山川左岸標識4号	西条市禎瑞地区	別記のとおり
内区第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌5月31日まで	猪狩川	西条市禎瑞境橋上流端から西条市西泉甲猪狩川橋下流端に達する区域。ただし、西条市西泉甲猪狩川橋下流端から下流200メートルまでの区域及び河川工作物から4メートルの区域を除く。	西条市禎瑞地区	別記のとおり

### 別記

漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。

## 第2種区画漁業

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
内区第5号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	西条市禎瑞	乙女川	西条市	別記のとおり
内区第6号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	東予市上市994番地	新池	東予市	別記のとおり
内区第7号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲326番地	宮前池	今治市	別記のとおり
内区第8号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲471番地	下池	今治市	別記のとおり
内区第9号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲467番地	上池	今治市	別記のとおり
内区第10号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲327番地	竹谷池	今治市	別記のとおり
内区第11号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲799番地	弓田池	今治市	別記のとおり
内区第12号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲1895-1番地	古新谷池	今治市	別記のとおり
内区第13号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲1912番地	中池	今治市	別記のとおり
内区第14号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲1920番地	前ノ谷池	今治市	別記のとおり
内区第15号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲1924番地	平底池	今治市	別記のとおり
内区第16号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市新谷甲1931番地	脇池	今治市	別記のとおり
内区第17号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字朝倉下甲664番地	辻堂池	越智郡朝倉村	別記のとおり
内区第18号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字朝倉下甲826番地	岡池	越智郡朝倉村	別記のとおり
内区第19号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字朝倉下甲835番地	カガツ池	越智郡朝倉村	別記のとおり
内区第20号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字朝倉下甲843番地	入ヶ谷下池	越智郡朝倉村	別記のとおり
内区第21号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字朝倉下甲844番地	入ヶ谷池	越智郡朝倉村	別記のとおり
内区第22号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字古谷甲681番地	棚井上池	越智郡朝倉村	別記のとおり
内区第23号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字古谷甲679番地	棚井池	越智郡朝倉村	別記のとおり
内区第24号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字古谷乙52番地2	多伎池	越智郡朝倉村	別記のとおり
内区第25号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字古谷甲249番地	古茂池	越智郡朝倉村	別記のとおり
内区第26号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字古谷甲307番地	蜂の子池	越智郡朝倉村	別記のとおり
内区第27号	第2種区画漁業	こい養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡朝倉村大字古谷甲436番地	能楽池	越智郡朝倉村	別記のとおり

### 別記

毎年1月末までに魚種別の放養尾数、生産量及び投餌量に係る当該年の計画書及び前年の実績報告書を知事に提出しなければならない。

